

第265回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時 令和4年10月18日（火） 14:55～15:25

(2) 場 所 大島支庁本館4階中会議室

(3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

(1) ソデイカはえ縄漁業の承認申請について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。

(2) 浮魚礁敷設承認申請について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。

(3) その他

令和4年10月18日午後2時55分開会

【開 会】

吉元事務局長	<p>定刻より早いですが、ただ今から第265回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。なお、委員10名全員、出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>本日はお忙しい中委員全員の出席をいただき誠にありがとうございます。今年は異常気象ということで、大変な事態でございます。今日は、表航路、裏航路とも抜港したり、欠航したりして、奄美の海に関わる生活は大変だと思いますけれども、それに負けないようにまた頑張っていきたいと思っております。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「前田委員」と「元山委員」にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は前田委員と元山委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いします。</p>

【議事1 ソデイカはえ縄漁業の承認申請について（協議）】

茂野会長

それでは議事1【ソデイカはえ縄漁業の承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

議事1について御説明いたします。資料1を御覧ください。「ソデイカはえ縄漁業の承認申請について」でございます。

まず、資料の12ページを御覧ください。ソデイカ漁業に係る委員会指示を載せてございます。この中の2の操業の承認という規定の中で「奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、令和4年11月1日から令和5年5月31日、禁漁期間の直前までの操業につきまして、指宿漁協所属の漁業者から1件、また、県漁協喜入町支所所属の漁業者から1件の合計2件の申請書が提出されましたので、承認の可否について御協議いただくものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。申請の概要について説明させていただきます。

まず、1の「申請者」について、1件目の申請者は、有限会社高治丸でございます。使用船舶は高治丸で、総トン数は13トン、馬力数は423キロワットでございます。この高治丸は、平成25年度からの継続申請ですが、令和3年11月から令和4年6月のシーズンの漁獲実績が約22トンでした。

そして、2件目の申請者は、県漁協喜入町支所所属の春日水産有限会社でございます。使用船舶は凧丸で、総トン数は19.99トン、馬力は736キロワットでございます。春日水産については、平成30年度からの継続申請で、令和3年11月からのシーズンの漁獲実績が約16トンでした。

なお、1の「申請者」の項目の※に記載のあるとおり、平成18年度から継続申請をされていた有限会社博陽水産については、令和4年3月末で廃業されたとのことで、今年度については申請はありませんでした。

次に、2の「申請書類」について、承認申請書及び添付書類を事務局において審査しましたところ、「ソデイカ漁業の承認取扱要領」に定める関係書類は全てそろっており、申請内容についても、委員会指示及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」に沿った適正なものでありました。

それでは、2ページ以降にあります申請書類に基づいて、具体的な内容について御説明いたします。

まず、2ページが有限会社高治丸の申請書になります。使用漁船は総トン数13トンの高治丸、従業者数は3名となっております。次に3ページが操業区域図でございます。斜線で示された部分が操業海域ですが、奄美群島から50海里以内の区域が除かれており、委員会指示第7の「最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない」の規定が順守されております。

4ページが漁具図でございます。擬餌針数について、100セット×3本の合計300針となっております、委員会指示第6の(1)の350針以内の規定が順守されております。

次に5ページに所属組合長、指宿漁協組合長の意見書がございますが、「組合員の漁業経営の向上及び生活安定のために必要と認めるので、承認してほしい」旨の内容となっております。

6ページには、令和3年11月からのシーズンの実績報告書になります。令和3年度のシーズンの漁獲実績が約22トンとなっております。

以上が、有限会社高治丸の申請内容等でございます。

続きまして、7ページ以降が春日水産有限会社の申請書類になります。7ページが申請書です。使用漁船は総トン数19.99トンの凧丸、従業者は2名となっております。次、8ページの操業位置図、9ページの漁具図は、先ほどの有限会社高治丸の申請内容とほぼ同様になっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、10ページは県漁協喜入町支所の所属組合長の意見書になります。経営安定のためソデイカはえ縄漁を実施しており、今後とも水揚の増加に努めようとしているので承認していただきたいとのことでございます。

11ページは、令和3年11月からのシーズンの実績報告書でございます。令和3年度のシーズンの漁獲実績が約16トンとなっております。

続きまして、18ページをお開きください。「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」でございます。この中で、「2」に承認の対象者、「3(1)」に承認件数、「3(2)」に漁船のトン数の制限について規定されております。

まず、「2」の承認対象者については、(1)で「現在、当該漁業の承認を受けている者であって、申請日前1年以内に当該漁業の操業実績がある者。」となっております、今回の2申請者はいずれも継続申請者で、実績報告書にもあるとおり過去1年以内に操業実績がございますので、該当することとなります。

丸山書記 今現在では、新たに申請を予定しているところはないと理解しております。指宿漁協については、1件減るということで、組合の中で新たに申請希望者がいるかということを確認をしたと聞いておりました、それで希望者がいなかったため、（指宿漁協の組合員からは）昨年から1件減ったということで聞いております。

したがって、現時点ではこれ以上の申請はないかと、希望される方がいらっしゃるといったことは聞いておりません。

篤委員 確か、実績がないと申請ができないとなっていたのではないかと思います。例えば、（廃業した）博陽丸の乗組員の方が独立したとなれば、実績があるとみなして承認するということになるのでしょうか。

丸山書記 「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱い方針」の承認の対象者のところで、(1)、(2)とありまして、(1)については、先ほどの説明のとおり、1年以内に実績がある者、(2)については、前号に掲げる者のほか、漁業振興を図るため、委員会が特に認めた者というのがありますので、新たに申請があった場合には、(1)、(2)それぞれを踏まえて御検討いただくということになるかと思えます。

鳥居委員 先ほどの凧丸の話がありましたが、航跡を追うことは可能でしょうか。システムが船についているかだと思いますけれども。

宍道事務局次長 それは、航跡が追えるかと、自動追跡装置を装備しているかということでしょうか。

（それについては、）未確認です。

鳥居委員 もし、50海里以内に今後入ってくるという情報があるようでしたら、この海域で（操業することを）認める条件の一つに、航跡をしっかり追えること、その設備をしっかり備えてもらおうと、そういったことを付けてもいいのかなと思います。

茂野会長 航跡のことを添付資料に付けてもらおうというのはどうなんでしょうか、事務局。

宍道事務局次長	<p>現実問題として、どこまで確認できるかというところで難しい面があるかと思います。大臣管理漁業などでは、エンジンをスタートさせた時点で航跡を自動的に記録する装置の義務付けがあります。ただ、この沿岸（漁業）の19トン未満の漁船にそこまで求めるというものなかなか難しい面もありますし、50海里以内の海域を航行していたとしても、それが操業していたという事実を証明するものではないということもあるので、したがって、そこまでは（航跡を条件に付ける）ことが現実的に有効な対策となるのかということと、（申請者の）経費的な面で、手続き上、（航跡を追えることを）義務付けるということが妥当なのかということは、十分議論する必要があるかと思います。</p>
篤委員	<p>参考までにですが、凧丸がどうだったかは分かりませんが、指宿の方が操業日誌を書かれていて、操業区域を番号を振って、格子状に割ってですね、何番と何番（の区域）で操業したということを日誌に書いてらっしゃいますので、そういうのがあると、ハード的なものではないかもしれませんが、本人からの申請になりますが、裏付けにはなるのかなと思います。</p>
茂野会長	<p>他に、御意見、御質問はありますか。 それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
茂野会長	<p>御異議がないようですので、議事1については、そのように決定いたします。</p>

【議事 2 浮魚礁敷設承認申請について（協議）】

茂野会長

それでは、次に、議事 2【浮魚礁敷設承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。事務局から説明をお願いします。

丸山書記

それでは、議事 2 について御説明いたします。資料 2「浮魚礁の敷設承認申請について」をご覧ください。

まず、14ページを御覧ください。浮魚礁の敷設についての委員会指示を載せてございます。この指示の中の 1 の敷設の承認等の (1) に、「浮魚礁を敷設しようとする者は別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、今回、まほろばやまと漁業集落より浮魚礁の敷設について承認申請が提出されておりますので、承認の可否につきまして、御協議いただくものでございます。

それでは、申請内容について御説明申し上げます。1 ページをお開きください。まほろばやまと漁業集落が敷設を予定している浮魚礁の申請書です。敷設予定の浮魚礁ですが、敷設位置が北緯28° 21' 26.780"，東経129° 18' 39" に 1 基、水深につきましては80mでございます。種類は表層型を敷設する予定となっております。なお、敷設につきましては、国の交付金事業である離島漁業再生支援交付金事業を活用して実施される予定と聞いております。まほろばやまと漁業集落の申請書につきましては1 ページ、ページが抜けておりますが、本来であれば2～3 ページのところ漁業集落における浮魚礁の管理体制になります。4 ページに今回敷設を予定する浮魚礁の位置図、5～6 ページが構造図になります。これらについてはお目通しいただきたいと思っております。

また、敷設に当たっての関係漁協、奄美漁協、宇検村漁協、名瀬漁協からの同意書が7～9 ページにございます。10～12 ページが船舶会社からの同意書になります。

13ページには、奄美海上保安部と船舶航行上の支障がないか事前協議を行っており、その協議結果を添付しております。敷設につきましては、申請書にある管理体制等の厳守による適正な管理、及び設置する浮魚礁に管理者及び連絡先を表示するという条件付きで海上交通には支障がない旨の回答をいただいております。

今回申請のあった浮魚礁の敷設承認期間でございますが、委員会の承認が得られました日から令和5年3月31日までとなります。これにつきましては、14ページの浮魚礁の敷設についての委員会指示の中の2の指示の有効期間にありますとおり、承認期間の終期につきましては、有効期間が満了する令和5年3月31日までとし、その時点で今回の浮魚礁が現存しておれば、次期の指示の承認を受けたとみなされる予定です。

以上で、議事2について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

奥田委員

間違いだろうと思うんですけど、設置位置が水深80メートルで、平面図のアンカーロープが50メートルというのは間違いだろうと思うんですよ。これではまずいですよね。きちんとした資料を出すように指導してください。

丸山書記

恐らく間違いであろうということで、（念のため、申請者に）確認をします。

杉委員

浮き玉の径は何ミリでしょうか。分かりますか。

宍道事務局次長

事前にそこまで確認をするべきだったかもしれませんが、現時点では把握しておりません。

鳥居委員

設置した後は、毎年度、利用実績報告を出すようになっておりますけれども、それはまた、当然（実績報告が）出てくるんですよ。というのも、色々なところで浮魚礁が設置されておりますけれども、ちょっと、私忘れてしまったんですけども、いつ、どれだけ（浮魚礁が使われているのか）というのが（分からない）。

丸山書記

実績報告を提出してもらうように指導したいと思います。

中田委員

確認ですが、去年も（同じ申請者から）同様の申請があったと思いますが、去年のもの（昨年度承認された浮魚礁）は残っているのでしょうか。

丸山書記	今ですね、これまで承認いただいている浮魚礁が何が現存し、何が流失し、何が回収されているかというのを各漁協、各漁業集落、そして大和村は村で設置しているものが1件あるので、大和村あて、そして、県設置の浮魚礁について県漁港漁場課あてに確認をしております、確認結果をもって、現存しているもの、そうでないものを把握する予定であります。
奥田委員	この手の浮魚礁はですね、アンカーが1本では持たないんですよ。両方ないと持たないんです。潮でぐるぐる回るわけですよ。今、必ずロープ切れてる。切れる。潮の満ち引きによって、ロープがたるみますから、サンゴ礁とか、そういうところにこすってですね、切れて、大和（の漁業集落）の連中が作った（設置した）やつはもう流れているんですよ。流失している。だから、アンカーというのは、両方にあるのは長く持ちますけれども、1本だとぐるぐる回って、1年は持たないんですよ。はっきり言って。1年持ったのを見たことない。2本（アンカーを）打ったのは持つんですよ。ですから、もうちょっと、あなた方（事務局）からも、2つ打って長持ちさせるような方法もありますよということを上上げたほうがいいと思うんですよ。ぐるぐる回って、1年持ったことがない。
茂野会長	事務局、そこら辺の指導もよろしくお願いします。 他に御意見や御質問はありませんか。 それでは、質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、議事2については、そのように決定することといたします。

【その他】

- 茂野会長 次に、その他ですけれども、事務局の方から何かございますか。
- 丸山書記 次回の委員会については、今のところ、12月中旬、12月19日の週あたりで、いくつか候補をお示しして委員の皆様の御都合を伺わせていただきたいと思います。現時点では、沖永良部の漁業集落から浮魚礁の敷設承認申請が上がってくる予定と、いくつか報告事項が出てくるかと思えますので、日程についてはまた御相談させていただきます。よろしくお願ひします。
- 茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。
- 各委員 (特になし)
- 茂野会長 特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。
議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
- 吉元事務局長 これをもちまして、第265回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



前田 啓一



元山 公知

